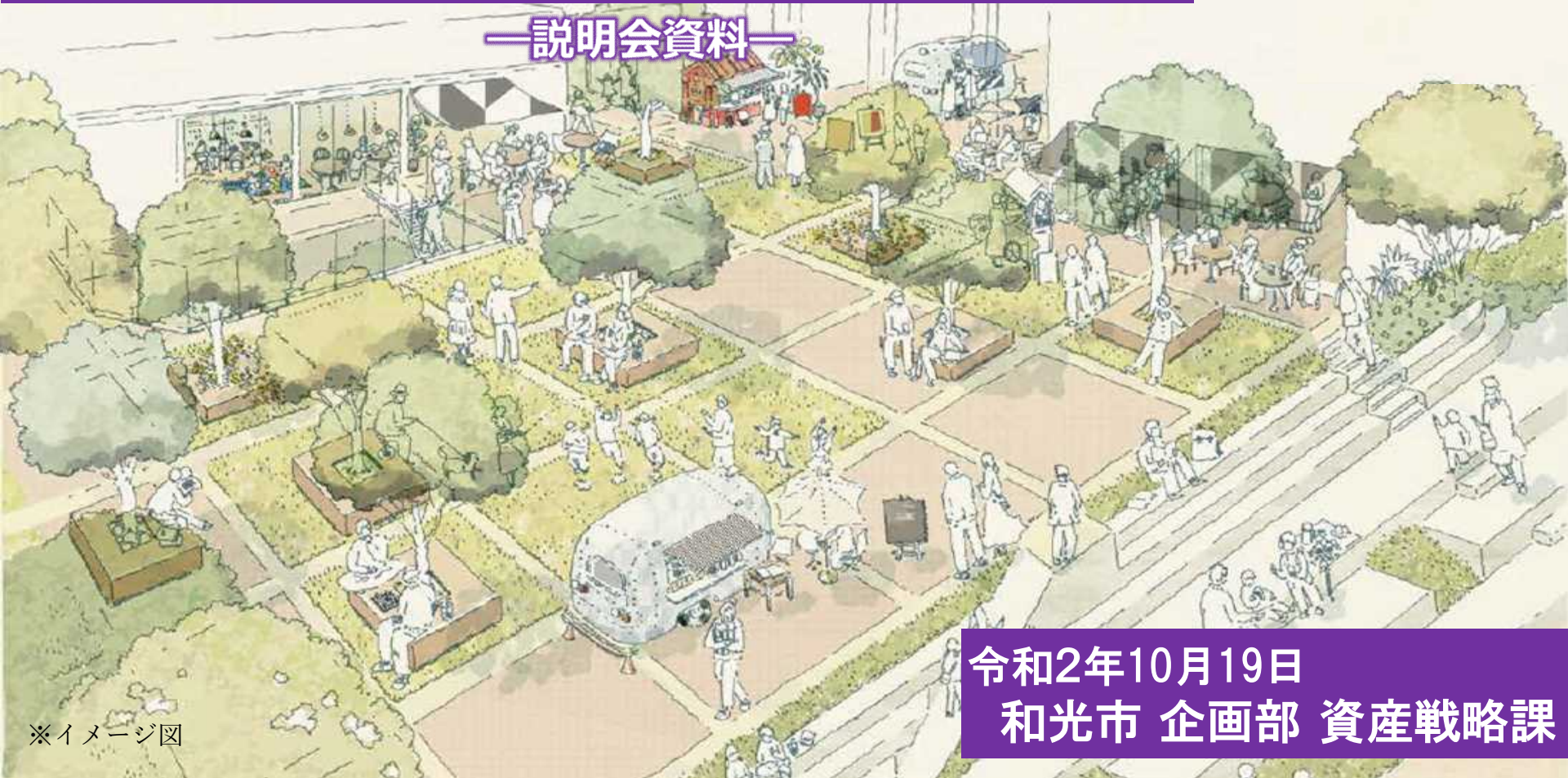


和光市エリアマネジメント推進条例

—説明会資料—



※イメージ図

令和2年10月19日
和光市 企画部 資産戦略課



条例の概要

1. 目的

- 対象となるエリアの公有財産を、市民、事業者等（以下、市民等）の活動を促進することにより有効活用し、にぎわいを創出することが目的です。
- 都市再生推進法人制度を活用することにより、市民等に公的な位置付けを付与し、活動を支援することとなっています。

2. 条例の主な内容

- この条例では、以下のことを定めています。

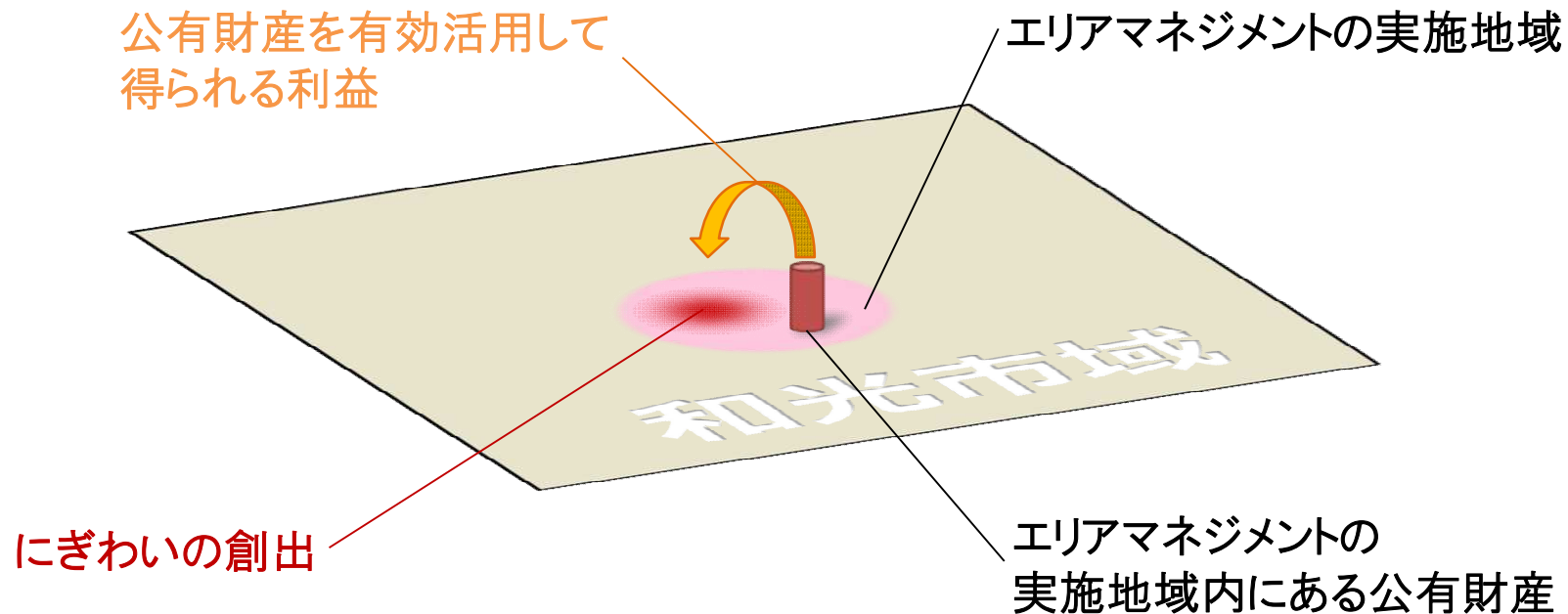
実施場所	エリアマネジメント対象地区
実施主体	都市再生推進法人
エリアマネジメントに係る取組	公有財産を活用して実施するにぎわい創出活動

3. その他

- 都市再生推進法人制度を活用することにより、国等の支援（国庫補助金、税制特例、一般社団法人 民間都市開発推進機構による支援を受けられることから、市は活動を行うための費用負担を行わないこととしています。
- 当該地区における、公有財産貸付により得た収入の充当は可能としています。また、市が都市再生推進法人に出資することも可能です。



条例の概要





条例の概要

3. 活動実施までの流れ

- エリアマネジメントに係る活動を行うには、以下の手順で手続きを進めます。

市

対象となる内容を含んだ「エリアマネジメント基本計画」を策定



市 もしくは
市と都市再生推進法人の協働

取組の詳細を定めた「エリアマネジメント実施計画」を策定



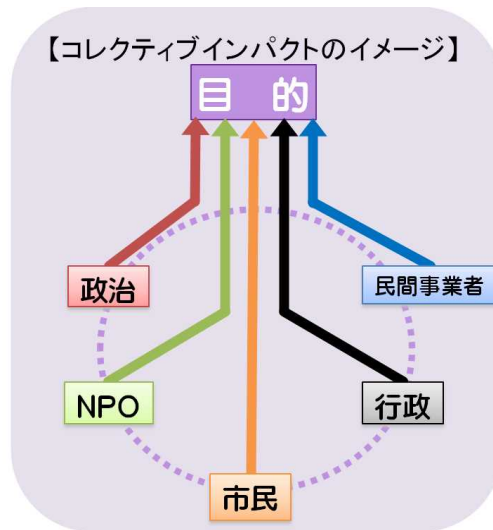
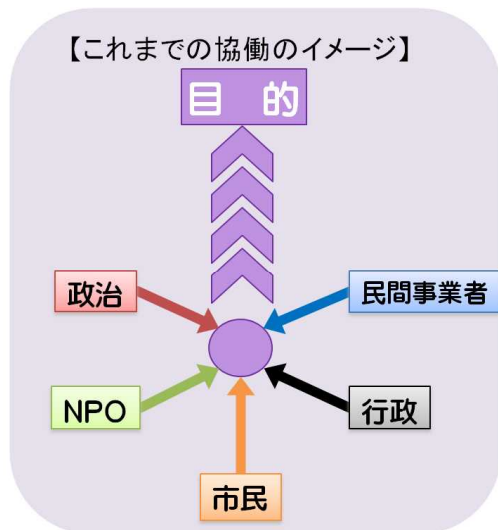
都市再生推進法人

エリアマネジメント活動の実施



エリアマネジメントを実施する意義

- 公共施設マネジメント実行計画では、公共施設の建替や改修等を契機とし、まちづくりを一体的かつ面的に検討を行います。そのような検討が、市民、行政及び民間事業者が一緒になって目的を共有した活動を行うきっかけとなるように、コレクティブ・インパクトの観点から、エリアマネジメントを取組として実施します。
- 各主体が、“同調圧力”に従い共通の行動を取ることを求めるのではなく、コレクティブ・インパクトの趣旨に則り目的を共有し、達成にむけて努力をする。
- 利用者・居住者、民間事業者、非営利団体、地縁団体、政治、行政といった関連する各主体が、エリアの価値向上に対して享受者であるにとどまらず提供者であること。





広沢地区エリアマネジメント

実施場所	広沢・西大和団地地区
実施主体	都市再生推進法人(資産活用会社)
エリアマネジメントに係る取組	市庁舎にぎわいプラン
連携している事業	広沢複合施設整備・運営事業 西大和団地再生

